

(1) 災害搬送に対する支援体制 (ア) 災急医療情報システム																
都道府県	① 更新頻度						② 入力情報									
	医療機関において、空床状況や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。			システムの管理者(都道府県又は事業者受託した県)や地域の消防本部が、表示内容の更新状況を確認し、更新を行っていない医療機関に対し、その督促を行う等のフォローを行っているか。			都道府県において、応需情報等に係る定義や表示項目を適切で理解しやすいものとした上で、システムを各医療機関及び地域の消防本部に周知を図っているか。		「受入可能」と表示している医療機関がほぼ毎日同じである等、表示内容が事实上固定されていないか。		システムの管理者や地域の消防本部が、表示内容を確認し、誤りがないか等実際について照会を行っているか。					
34 広島県	導入している	「災急医療情報システム」は、受入体制に変わりがない場合は、1日に2回自動的に更新されている。受け入れ体制が変わった場合は、随時更新されている。	受入体制に変わりがない場合は、1日に2回自動的に更新されている。受け入れ体制が変わった場合は、随時更新されている。	入力者が、当該医療機関の機能・体制に精通している者か。 入力者が空床状況等の確認を行って緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みになっているか。	入力者が空床状況等の確認を行って緊急処置や手術の状況が入力者に伝達される仕組みになっているか。	夜間・休日において、入力者が不在である、入力端末(コンピューター)の電源が切られている、又は、室内に世情管理されている等、実上入力が行えない状態となっているか。	システムの入力端末は、常に入力可能な状態である。	「広島県災急医療情報ネットワークシステム運用要綱」を定め、各医療機関や消防本部に周知を図っている。	「災急医療情報システム」の診療科別に区分けられており、「産科」のみの区分は設けていない。	「災急医療情報システム」は、受入体制に変わりない場合は、1日に2回自動的に更新されている。受け入れ体制が変わった場合は、随時更新されている。	実際について、照会は行っていない。					
35 山口県	導入している	・毎日(1回以上) ・その他	34機関 10機関	・精通している ・精通していない	35機関 9機関	・確認している ・確認していない	27機関 17機関	・伝達されている ・伝達されていない	17機関 27機関	・入力できる ・入力できない	23機関 21機関	本年度実施したシステム運用説明会において全てのシステム参画医療機関に対して入力更新をお願いするなど取組みを進めているところである。	システムの運営管理を委託している情報センターにおいて、現行システムを導入した際に説明会を実施するなど、周知に努めているところである。	システムの診療科別の必需情報において、「産科」を設けている	更新している医療機関については、内容を更新している。	システムの運営管理を委託している情報センターにおいて、表示内容について、随時、確認を行っている。 ・地域の消防本部による表示内容について、電話照会等の確認。 確認している 3本部 (確認方法: 現場から車載携帯により確認、毎朝電話で確認) 確認していない 10本部
36 徳島県	導入している	システムに参画している医療機関(以下「医療機関」といいます)において、現在、随時の更新を行っている医療機関は少ないのが現状である。日々変化する空床状況等を入力する人員の確保が一番の課題であるが、今後、随時の更新について協力をお願いするとともに、災急医療機関と消防の一層の連携を図っていく。	上記体制の確保にあたっては、平日における入力体制は、各医療機関において確保できている。当該医療機関の機能・体制等に精通している者が入力をしている体制もとられているが、特に夜間・休日の入力体制の確保が課題となっている。	現在のところ、督促等の実施はできていない。	システム導入時に説明会を開催して以降、積極的な周知は行えていない。	「産婦人科」という区分になっている。	システムの更新に関しては各医療機関での対応となっており、県としては、現在のところ表示内容の確認等は出来ていない。	システム表示内容の確認は行えておらず、現在は、災急搬送時に消防機関が個別に電話をして照会をしているという運用である。	システム表示内容の確認は行えておらず、現在は、災急搬送時に消防機関が個別に電話をして照会をしているという運用である。	システム表示内容の確認は行えておらず、現在は、災急搬送時に消防機関が個別に電話をして照会をしているという運用である。	システム表示内容の確認は行っていない。					
37 香川県	導入している	更新頻度について、朝夕2回の更新を行っている。空床状況は半数以上で確認を行っておらず、また手術の状況などについて、伝達される体制は全くとられていない。	情報の更新入力は、主に事務職が行っている。空床状況は半数以上で確認を行っておらず、また手術の状況などについて、伝達される体制は全くとられていない。	本県では、長期間にわたり応需情報の更新がなされていない医療機関については、入力と督促するメッセージを画面に表示している。また、昨年9月には各救急告示医療機関に対し、朝夕2階の更新等の協力依頼文書を送付している。	応需情報の入力操作方法については、平成17年7月のシステム更新時に、各医療機関の担当者を対象に説明会を開催している。また、同様に消防機関に対しても説明会を開催している。	本県では、応需科目に産科、産婦人科を選択できるシステムとなっている。	朝夕の応需情報の更新を行っている医療機関においては、院内の状況を確認した上で入力していると考えおり、表示内容に変更がなくても問題はないと考える。	特に表示内容の確認は行っていない。	朝夕の応需情報の更新を行っている医療機関においては、搬送前に受け入れの可否について電話照会を行っている。	特に表示内容の確認は行っていない。	特に表示内容の確認は行っていない。					
38 愛媛県	導入している	県内のシステム参画医療機関に対し、1日2回以上の更新を依頼しているが、入力担当人員の不足など医療機関側の都合もあり、更新が頻繁に行われていない機関も見られる。	体制整備を依頼しているが、実際は把握していない。	県内の保健所において、医療機関の応需情報を確認(原則毎日)し、入力が低調である医療機関に対して、適宜、督促的な入力を依頼することとしている。	周知を図っている。	設けられていない(産婦人科のみ)。	更新されているかどうかは把握は出来ないが、表示内容が固定されているかどうかは把握が困難である。	更新されているかどうかは把握は出来ないが、表示内容が固定されているかどうかは把握が困難である。	実際の照会は行っていない。	実際の照会は行っていない。	実際の照会は行っていない。					
39 高知県	導入している	変更があるたびに更新(朝、夕各1回は入力)することになっているが、変更事項がない等のため更新していない医療機関があり、回数は0~3回程度の入力回数となっている。 おおむね即時性は有るが、常にリアルタイムで入力することは困難なケースがある。 (空床状況等の確認)概ね確認している。 (救急処置や手術の状況の伝達)状況把握できる救急外来受付職員等とシステム入力者が異なる場合等に、救急は処置後でないと伝達できないため、入力が困難な場合がある。	システムの入力体制が確立できていない医療機関もある。体制がない理由として、専属の入力職員がないことがあげられる。 院内体制について、基本的に受入を断ることがないように対応している為、システムへの随時対応に必要性を感じないといった意見もある。 (入力者が機能・体制等に精通している)ある程度精通しているが、夜間等に入力を行う担当者が、事務担当者でない守衛等の場合には精通していない状況がある。	定期的に更新している医療機関が更新しなくなったときに、救急医療情報センターから督促を行っている。	入力項目は簡単でわかり易いものになっている。また、一箇で医療機関の状況把握ができるので、すぐみてわかる画面になっている。 空床状況は数まで入力することになっていない。	設けられていない。	表示内容の固定が見受けられる。	システム表示に疑問点があった場合に、救急医療情報センターから照会を行っている。	システム表示に疑問点があった場合に、救急医療情報センターから照会を行っている。	システム表示に疑問点があった場合に、救急医療情報センターから照会を行っている。	システム表示に疑問点があった場合に、救急医療情報センターから照会を行っている。					
40 福岡県	導入している	1日2回(朝、夕)、応需情報の即時性は確保されている。	当該医療機関の救急担当者による入力を原則としている。また、医療機関によつては、医師、看護師等が入力をを行っている。このため、空床状況等の確認はなされている。	福岡県メディカルセンター(委託機関)が医療機関の更新状況を確認し、必要に応じて入力要請を行っている。	平成16年度、救急医療情報システムを更新する際に、医療機関や消防機関等で構成する委員会で協議し、相互に利用しやすいシステムに変更済み。 また、年1回、医療機関や消防機関を対象に説明会を開催している。	「産科」は設定されている。	産科が受入可能な医療機関は限られていることから、結果として固定化されている状況である。	福岡県メディカルセンター(委託機関)が、必要に応じて内容をチェックする体制になっている。	福岡県メディカルセンター(委託機関)が、必要に応じて内容をチェックする体制になっている。	福岡県メディカルセンター(委託機関)が、必要に応じて内容をチェックする体制になっている。	福岡県メディカルセンター(委託機関)が、必要に応じて内容をチェックする体制になっている。					

都道府県	(イ) 消防機関と医療機関の連携体制						(ロ) 消防機関における体制						(ハ) メディカルコントロールの活用						(ワ) 県境を越える患者の搬送体制					
	① 医療機関の窓口体制			② 救急医療機関における体制			③ 全ての救急隊において、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能か。また、消防本部に妊婦の救急搬送に係る相談・助言を行う体制がどうされているか。			④ 現地メディカルコントロール協議会における相談・助言を行う体制がどうされているか。			自県内の搬送先医療機関の選定に関するルール(搬送条件、搬送方法、搬送手順等)を定めているか。			救急医療情報システムの画面上で接続する他の都道府県等の応需情報をもアクセスできるよう、パスワードの提供を行なう等その共有化が図られているか。								
都道府県	消防機関等からの搬送照会に対し、平日昼間・夜間・休日において、医師等に医療機関の窓口として受け入れる体制が確実に行なわれているか。	消防機関等からの搬送照会に対し、平日昼間・夜間・休日において、医師等に医療機関の窓口として受け入れる体制が確実に行なわれているか。	消防機関等からの搬送照会において、搬送照会に係る応答記録を作成しているか。	救急医療機関において、搬送照会に係る応答記録を作成しているか。	救急医療機関において、搬送照会に係る応答記録を作成しているか。	救急医療機関において、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能か。また、消防本部に妊婦の救急搬送に係る相談・助言を行う体制がどうされているか。	全ての救急隊において、妊婦を前提とした傷病者の観察が可能か。また、消防本部に妊婦の救急搬送に係る相談・助言を行う体制がどうされているか。	現地メディカルコントロール協議会における相談・助言を行う体制がどうされているか。	現地メディカルコントロール協議会における相談・助言を行う体制がどうされているか。	自県内の搬送先医療機関の選定に関するルール(搬送条件、搬送方法、搬送手順等)を定めているか。	救急医療情報システムの画面上で接続する他の都道府県等の応需情報をもアクセスできるよう、パスワードの提供を行なう等その共有化が図られているか。													
34 広島県	産科を構成する救急医療機関のうち、産婦人科医3施設(17%)、産科の助産師・看護師5施設(26%)、救急の医師:3施設(17%)、夜間休日受付:3施設(17%)、産科の救急受入をしていない:4施設(25%)	産科を構成する救急医療機関のうち、産婦人科医以外が対応する11施設において、「体制が確保されている」のは、13施設(57%)であった。救急の医師:3施設(17%)、夜間休日受付:3施設(17%)、産科の救急受入をしていない:4施設(25%)	救急部門にホットラインが設置されているのは、13施設(57%)であった。ホットラインの対応者は、医師であつた。	○作成している:9施設(41%) ○作成していない:11施設(50%) ○その他:2施設(9%) 夜間休日のみ作成	配慮されている:14本部(100%)	全救急隊で観察可能:14本部(100%) 手順書ある:1本部(7%) なし:13本部(93%)	どっている:11本部(79%) どっていない:2本部(14%) その他:1本部(7%)	どっている:3本部(21%) どっていない:3本部(21%) その他:1本部(7%)	どっている:3本部(21%) どっていない:3本部(21%) その他:1本部(7%)	県境を越える搬送実態を把握するシステムになっておらず、実態を把握していない。	定めていない:14本部(100%)	共有化は図られていない												
35 山口県	体制をとっている 体制をとっていない	54機関 15機関	確保されている 確保されていない	15機関 0機関	ホットラインが施設されている ホットラインが施設されていない	27機 40機	作成している 作成していない	29機 40機	69救急隊の内、67の救急隊に救急救命士が配置されている。	観察できる どちらともいえない	2本部 11本部	連携体制になっている 連携体制になっていない	11本部 2本	体制になっている 体制になっていない	8本部 5本部	県境を越える搬送実態について把握していない。 本通知を受けて、県内消防本部へ照会したところ、平成18年中は411件で、主な搬送理由はかかりつけ医の要請、転院搬送、病院近接等であった。	定めていない	現在は行っていないが、来年度、システムを見直す中で検討してまいりたい。						
36 徳島県	ほぼ半数の医療機関において、医師等が直接応対する体制がとられている。 また、直接医師が応対する体制がとられていない医療機関でも、看護師や事務員が医師に相談を取り、迅速に対応する体制が取かれている。	ほぼ全ての医療機関において、受入判断の照会を行える体制が確保されている。 医療機関はほぼ半数程度である。	約半数の医療機関において、消防機関からのホットラインが設置されている。	搬送照会に係る応答記録を作成している。	全ての消防本部において救急隊に救急救命士や救急科修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されている。	半数以下の消防本部において、救急救命士や救急科修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されている。	ほぼ全ての消防本部において、救急救命士や救急科修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されている。	オンラインで指示ができる体制がとられている。	東西部では、地理的要因や医師のネットワーク等から、従来から香川県で支援することが多く、香川のハイリスク症例においても香川県と近畿の消防においては、救急医療情報システムを利用して、各医療機関における医師の宿直体制を各救急隊が保有し、医療機間に對し照会を行なっている。	現在、隣接県との間で搬送に係るルールは定められていない。	現在のところ、救急医療情報システムの共有化は図られていない。													
37 香川県	消防機関からの搬送照会に対しては、医師若しくは看護師が対応しているが、対応マニュアルを作成している医療機関は少ない。ホットラインを有する医療機関は69.2%で、対応者は概ね医師である、応答記録は作成しているところが38.5%と少ない。	本県では、9消防本部のうち8消防本部で全ての救急隊に救急救命士や救急科修了者等の救急医療に関する知識を有する職員が配置されている。	本県では、9消防本部のうち6消防本部で、現地の救急隊のみでは搬送受入照会が困難な場合、救急隊と指令センター双方が早期に連携し照会を行う体制がとられている。	9消防本部のうち6消防本部は、現地の見直しその他のメディカルコントロールに係る諸問題の具体的な検討をするため香川県メディカルコントロール協議会の下に検討部会を設置した。その後部会で救急搬送支援に係る相談・助言を行うことは可能である。	本県では、1県1MCO体制である。昨年12月に、プロトコール「救急活動記録票の見直しその他のメディカルコントロールに係る諸問題の具体的な検討をするため香川県メディカルコントロール協議会の下に検討部会を設置した。その後部会で救急搬送支援に係る相談・助言を行うことは可能である。	県内医療機関向けでは受入が困難な救急患者の県境を越える搬送件数は、19年度で1件(産科関係以外)であった。	定められていない	本県においては、総合周産期医療センターとの連携も問題なく行なわれおり、産科救急搬送で県外に搬送することは現在のところ発生していない。救急搬送全般でも問題事案が発生していないこともあり、救急医療情報システムについて、縦島との共有は図っていない。																
38 愛媛県	救急専用窓口を設け、受入の判断を行える体制は一応取れている。		消防本部に確認したところホットラインは設置できていないのではないかとのこと。	消防本部に確認している。	把握していない。	すべての救急隊に配備している。	全救急隊において観察可能。 手順書については、未作成の消防本部有り。	一部体制がとられていない消防本部有り。	地域メディカルコントロール協議会において救急搬送支援における相談・支援体制は既にとられている。	県においては把握していない。	県では特段定めていない。	共有化を図っていない。												
39 高知県	二次及び三次周産期医療機関では、平日昼間・夜間・休日とも、体制あり。	二次及び三次周産期医療機関でも、マニュアルの作成はなく、簡単な注意事項や連絡網等で対応している。 注意事項や連絡網は、関係職員に会議等を通じて周知し、各人に配布している。 直通番号等連絡先を伝えている。搬送依頼はすべて受け入れる体制としている施設は、その旨を伝えている。	二次及び三次周産期医療機関では、記録作成をしているのは、三次周産期医療機関の1施設。	配置している。	観察は、救急標準課程、救急救命士養成課程において習得した範囲において可能。妊婦の救急搬送に際した手順書については15消防本部すべて作成していない。	15消防本部のうち9消防本部は連絡体制あり。	体制はできていない。	把握している。 県内外対応できない小児外科以外での調整及び受入を紹介周産期母子医療センターで行なっている。 なお、県外2施設に対し、知事名で搬送の受入の協力をしている。 搬送のルール等の定めはないが、事例に応じて対応しており、作成中の搬送マニュアルへ記載予定。	高次病院が連携して県内の受入確保に対応できない場合は、最終的調整及び受入を紹介周産期母子医療センターで行なっている。 なお、県外2施設に対し、知事名で搬送の受入の協力をしている。 搬送のルール等の定めはないが、事例に応じて対応しており、作成中の搬送マニュアルへ記載予定。	高次化は図っていない。														
40 福岡県	高度周産期医療機関においては、原則として産科医師が対応する体制が確保されている。	救急隊からの応急処置等の直接的指示及び指導助言の要請等について、医師が常にできる体制が構築されている。	救急医療機関においても、応答記録は作成されている。	県内全ての救急隊に救急救命士又は救急科修了者が配備されている。	救急救命士和東成程及び救急科課程で産科・周産期に関する教育が実施されており、全ての救急隊で妊婦を前提とした傷病者の観察が可能である。 また、医療機関への連絡方法等を示した手順書等の作成状況等は各消防本部で異なるが、搬送先病院の選定の決定期については、各消防本部毎に運用が定められているところである。	全ての消防本部において、救急隊と指令センター双方が早期に連携し照会を行う体制がとられている。	県内全ての地域メディカルコントロール協議会において、医師による直接的指示・指導助言の体制が構築されている。	各消防本部が消防省消防庁に提出している救急業務実施状況調査では、管内搬送と管外搬送の区分があるのみであり、県境を越える搬送実態は把握していない。	都道府県間では具体的な搬送に係るルールは定められていないが、個別の3次病院間ではヘッド清涼時等における患者搬送に係る協力が行われている。	高次化は図られていない。														

都道府県	(2) 救急医療と周産期医療の連携		(3) 地域における産科医療体制の確保		(4) 妊婦健診検査の受診勧奨						
	(ア) 医療機関の救急部門と産科部門の連携	(イ) 周産期医療情報システム	(ア) 地域における産科医療体制の確保	(イ) 産科医の確保	(ア) 妊婦健診検査	(イ) 公費負担の実施					
都道府県	医療機関の救急部門において妊婦の搬送検査を受けた場合、必要に応じ、他部門の診療を必要とする患者の数を把握するため、同一市内不同部門間の連携体制が確保されているか。	産科部門を有する医療機関において、一般的な救急医療情報システムでの対応が困難な場合の患者搬送に備え、必要に応じ、消防機関が周産期救急情報システムを利用できる体制がどちられているか。	医療計画において、産科に係る医療体制が構築されているか。	問題となった過去の搬送症例について、医療機関、消防機関等からなる関係者による検証が行われているか。	都道府県において、(特に夜間・休日に)県下の産科医の充足状況を十分把握しているか。その上で、適切な金額になるよう具体的な指導・助言を行っているか。	都道府県市町村において、関係機関の連携により、地域住民に対し、妊娠出産に伴うリスクや妊娠の兆候があつた場合の医療機関受診について啓発活動を実施しているか。					
34 広島県	○体制が確保されている:23施設(82%) ○産科医3名体制のため、他施設の妊婦搬送は受け入れていない:1施設(4%) ○分娩の取り扱いを休止しているので、妊婦の搬送検査がない:4施設(14%)	システムを利用してできる体制を整備	夜間に分娩を取り扱う医療機関の確保やハイリスク症例の受け入れ体制は確立している。	後日は未実施。周産期医療協議会等で症例の共有を行っている。	産科医数の把握はしているが、夜間・休日の産科医の体制については、把握不十分。	○実施している:10市町(広報誌・妊娠教室・母子手帳交付時・個別相談・教育ガイドブック等) ○後診中:3市町 ○実施なし:10市町	○妊娠健診の受診勧奨について実施している:23市町(ほとんどが母子手帳交付時に受診勧奨を行っており、地域住民全般への受診勧奨は、広報誌やHPに掲載している) ○公費負担がなされている旨の周知について実施している:23(全ての市町で母子手帳交付時に実施している、広報誌・HPに掲載し周知を行っているのは10市町である)	○平成19年度における妊娠健診検査の公費負担回数 2回:13(うち生活保護及び市民税非課税世帯等追加あり) 3回:1 4回:1 5回:5(うち町村民税非課税世帯等追加あり) 6回:2(うち所得税非課税世帯等追加あり) 8回:1 ○平成20年度における妊娠健診検査の公費負担回数の実施計画 5回:20 6回:2 10回:1			
35 山口県	確保している 確保していない その他	18病院 0病院 1病院	確保している 確保していない 1病院	一般的な救急医療情報システムの外、NICUを有する医療機関について、周産期応需情報を照会できるシステムを設けている。	総合及び小児の地域周産期母子医療センターによる周産期医療システムを構築し、24時間診療体制を確保し、ハイリスク症例の受け入れ体制を整備している。正常分娩の24時間対応については、輪番病院等の仕組みが必要という意見もあり、今後に向けて検討を要する。	産科診療科を有する公的病院で構成する周産期医療研究会により、年数回症例検討会を開催し、開業医等の参加も求め結果を還元している。	県内の産科医の状況は、把握している。 また、医師確保対策に係る具体的な取組も実施している。	出産育児半当金相当を費用としているため、35万円前後の医療機関が多い。	リスクがあった場合受診について、周産期医療システムを県のホームページで周知する他、県内の開業医等の医療機関には、ハイリスク母子の周産期母子センターへの紹介・搬送を周知している。	妊娠健診の受診勧奨は、市町が主体となり、市町のホームページ、広報、健康新聞等で周知すると共に、妊娠届時や母親学校、家庭訪問を通じて妊婦本人・家族への勧奨を行っている。	妊娠健診は、現在市町により2回程度の公費負担が行われているが、次年度以降の公費負担回数を5回程度まで拡充を行うと共に、健診内容の拡充も行うように検討している。
36 徳島県	産科を併設する医療機関においては、連携体制が確保されている。	本県のハイリスク症例時に高度な医療を提供する周産期医療システムは、総合周産期母子医療センター、及びそれに準じる施設の2カ所で構築し、この2施設間で総合周産期母子医療センターが中心となって受け入れ体制を構築している。 また、このシステムは直接電話で問い合わせられるシステムであり、消防署・間からも利用可能。	現在策定作業中の医療計画において、周産期医療体制の構築を記載している。	ハイリスク症例は、総合周産期母子医療センター又はそれに準じる施設で受け入れる徳島県周産期医療システムを構築。	MIC協議会等において事後検証が行われている。	産科には特化したものではないが、「医師修学資金貸与事業」や「東邦地域医療研修」の実施など医師確保に積極的に取り組んでいる。	現在のところ、把握できていない。	妊娠健診検査の必要性・重要性について、新聞・ラジオ・ホームページ・電光掲示板等で広く周知しているほか、市町村に対しても受診勧奨の徹底をお願いするとともに各発行用ポスターを配布。	各市町村では妊娠届出時や広報誌等により受診勧奨を行っている。なお、公費負担措置で受診できることについてもこれらの方で行われている。	市町村に残して5回を基準とした公費負担の実施を要請したところ、県内全ての市町村から、県年度、5回実施に向けた予算要求がなされた。	
37 香川県	救急告示病院で産科(産婦人科を含む)を樓棟している病院のうち、産科診療を行っているところでは、全て救急部門との連携体制が確保されている。	香川県周産期医療情報システムの運用開始(平成17年7月1日)時から、各消防本部に対してID(医療コード)及びパスワードを設定し、本システムを活用できる体制を取っている。	現在策定中の第五次香川県保健医療計画において、産科医療体制の確保について記載しており、本県においては空日時間帯は生じていない。	産科に関する搬送症例に限らず、全般にわたり、救急活動について検証するため、救急室、消防機関等で構成する事後検証会議を開催している。	本県における産科医数は、平成18年12月現在67名(出生1万人当たり100.4名)であり、減少傾向にある。産科医の不足を訴える自治体病院に対しては、香川大学医学部に派遣要請を行うとともに、自治医を配置するなど具体的な取り組みも積極的に行っている。	県内における分娩費用については把握していない。また、自由診療であり、費用について県からの具体的な指導・助言は行っていない。	本県では、県及び全ての市町で、地域住民に対し、妊娠出産に伴うリスクや妊娠健診検査の一部が公費負担措置がなされている旨の周知を行っている。 また、県ではパンフレット(みんなの子育て応援団)を配布したり、またホームページを利用して啓発している。	本県では、県及び全ての市町で、地域住民に対し、妊娠健診検査の一部が公費負担措置がなされている旨の周知を行っている。 また、市町においては、全ての市町が妊娠届時を利用して説明しており、市町では、パンフレットやポスターなどの利用を行っており、他には、広報誌や地区組織を利用している周知を行っている市町もあった。	平成19年8月現在の県下の市町の公費負担の平均回数については、39回とあっており、全国的にも高い水準である。 平成20年度については、国が原則としている公費負担回数5回以上になるのが、17市町中、12市町の見込みである。		
38 愛媛県	産科救急において、他の医療部門の診療を受ける必要がある場合には、救急搬送を受け持つ消防と連携を取り合って、適切に対応できるようにしている。	インターネット上における周産期情報システムは整備していないが、ハイリスク妊婦に対する受け入れ体制は、総合・地域周産期母子医療センターを中心化して構築されている。なお、問題となった過去の搬送症例はない。そのため、本県においては妊娠中の死亡事故ゼロであるとともに、新生児死亡率も全国ベスト1位となっている。	分娩を取り扱っているかかりつけ医は、自らの患者に対しては夜間救急体制を整備している。また、ハイリスク妊婦に対する受け入れ体制は、総合・地域周産期母子医療センターを中心化して構築されている。	県内の産科医は、対応が整備されている。また、救急活動について検証するため、救急室、消防機関等で構成する事後検証会議を開催している。	市町において、母子健康手帳交付時に受診指導を行っている。また、公費負担については、市町の広報や産科医療機関の窓口等で周知している。	本県では、一部の市町においては19年12月から、全市町は20年3月から公費負担回数を従来の2回から5回に拡充したところである。					
39 高知県	三次周産期医療機関では、救急部門と産科部門の連携体制が確保されている。一次および二次医療機関で、自院で対応できないハイリスク妊婦については、より高次の病院へ搬送することと、医療圏は問わない。	利用できないが、救急医療情報センターを経由して照会する。今後、消防機関からの間見も検討していく。	夜間を含めすべて、かかりつけ医での対応を基本としている。かかりつけ医は、より高次の病院で受入るように体制を整備している。搬送受入病院として7施設を定め、空床情報をインターネットで閲覗できるようにしている。	周産期医療機関を一次、二次、三次と段階的に搬送することと、医療圏は問わない。	特に問題になった症例はないが、周産期医療機関会小児科部会で、早期新生児死亡例の分析を毎年行い、搬送時期等に問題が無かったか検討を行っている。	平成18年度に高知大学医学部が市民介助料91,200円~150,000円)を講座として、妊娠にともなうリスクについてセミナーを実施した。 市町村では、患者登録時に妊娠届出の勤務を行なうよう、市町村へ通知する。 市町村では、公費負担の広報を行い、妊娠健診の受診勧奨を行なう予定。	妊娠健診の受診勧奨について、県は、厚生労働省が作成した啓発用デザインを活用して、受診勧奨及び早期の妊娠届出の勤務を行なうよう、市町村へ通知した。 市町村では、公費負担広報の広報を行い、妊娠健診の受診勧奨を行なう予定。	平成20年1月現在で、34市町村のうち、公費負担の回数は、5回が11市町村、4回が1町、2回が22市町村となっている。平成20年度からは、全市町村が5回に拡充する予定である。			
40 福岡県	県内の高度周産期医療機関は、いずれも2次以上の救急病院であり、救急部門と産科部門は必要に応じて連携する院内体制が確保されている。	消防機関が周産期救急情報システムを利用できる体制を取っていない。なお、産科の3次救急搬送を受け入れについては、要請を受けた医療機関が受け入れ困難な場合、当該医療機関がボーラー(トライ・専門電話回線)等を活用し、受け入れ可能な医療機関を照会するシステムとしている。	消防機関において周産期医療システムを利用して搬送検査を受けている。各地域マティカルコントロール協議会での事後検証が実施されている。	県内の高度周産期医療機関においては、24時間体制でハイリスク症例に対する分娩費用は、各地区マティカルコントロール協議会について、夜間・休日体制の状況を把握している。 具体的な取扱いについては、産婦人科に多い女性医師の就労環境改善を図るために、同様の趣旨で活動している県医師会に対し支援を行うとともに、総合周産期母子医療センターについても、今後、当直体制の活性化・医師確保対策を講じる予定にしている。	分娩費用は把握しておらず、金額について具体的な指導・助言は行っていない。	市町村にて母子健康手帳交付時や、母子(両親)教室受講等に啓発を行なっている。個別には、母子健康手帳を通じて勧奨・周知している。	平成20年度については、県内市町村の半数以上が回数費用負担する計画中である。				

(1) 救急搬送に対する支援体制										
(ア) 救急医療情報システム										
都道府県	① 更新頻度					② 入力情報				
	救急医療情報システムを導入しているシステムに参画している医療機関における医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。していない場合、救急搬送からの搬送紹介に関し、支障が生じていないか。	医療機関において、空床状況や医師等医療従事者の稼働状況を適切かつ迅速に把握の上、システムに入力する体制が確保されているか。	システムの管理者(都道府県又は事業者受託した機関)や地域の消防本部が、表示内容の更新状況を確認し、更新を行っていない医療機関に対し、その督促を行う等のフォローを行っているか。	都道府県において、応需情報等に係る定義や表示項目を適切に整理しやすいものとした上で、システム参画医療機関及び地域の消防本部にその周知を図っているか。	「受入可能」と表示している医療機関のみの区分が別途設けられているか。	システムの管理者や地域の消防本部が、表示内容を確認し、誤りがないか等事実関係について照会を行っているか。				
41 佐賀県	導入している	産科救急関連医療機関の調査では、1日2回おむね更新されていた。医療機関に対し、現在は最低1日2回の更新を依頼している。	おおむね更新されている。医師の意見としては、空床があるからといって受入可能というものではなく、複数の科との調整が必要な場合もあるとの意見あり。 医師稼働状況を把握できるものが、入力可能となっている。	産科救急関連医療機関の調査では、おおむね休日も電源が切られることがないが、一部の機関は管理上の問題から電源を切っている。	システム管理者において、表示内容の更新状況について毎日確認を実施している。(休日以外) 3日以上更新がなされない場合は、佐賀県救急医療協議会より督促を実施している。(休日以外)	項目に対し、「〇」、「×」、数字、の記載とし、一日でわかりやすい表示している。メーカーで開発されたソフトを利用し、標準化された表示となっている。 医師会を通じて説明を行い、「医師会輪にも、毎月システムについての啓発を行っている。県内の関係医療機関には、直接担当者が出向き説明を行った。	区別あり	更新と同様で確認を行い、3日以上更新されない場合は、督促を行っている。	随時の表示内容変更が生じた場合は、病院が直接入力し、協議会で確認を実施している。また、年に1回2月に全ての医療機関に調査を実施し、表示内容の更新している。	
42 長崎県	・平成17年4月より、本県独自の救急医療情報システムを導入。 ・県内の10の消防本部のうち、離島については搬送する医療機関が限られているため二次救急医療機関や救急告示病院がシステムに参画しておらず、このため離島の4消防本部についてはシステムの利用はない。また、本土の6消防本部のうち、3消防本部が、情報が最新ではないため、必要な情報がないとして利用していない。	医療機関における更新頻度は、入力者の確保が困難なため1日1回程度であり、即時性は確保されていない。そのため、各消防本部のうち、離島については搬送する医療機関が限られているため二次救急医療機関や救急告示病院がシステムに参画しておらず、このため離島の4消防本部についてはシステムの利用はない。また、本土の6消防本部のうち、3消防本部が、情報が最新ではないため、必要な情報がないとして利用していない。			・システムの管理者は、更新履歴を確認し、1日更新されていない場合は、医療機関へ更新の依頼を行っている。	・確認できる診療科目は、内科一般、外科一般、整形外科、小児科、産婦人科、脳卒中、冠動脈疾患の7項目で「産科」のみの区分は設けていない。 また、空床情報や手術の可否等については、「連絡事項」の区分を設けて、入力している。			・表示内容に誤りがないかの照会は行っていない。	
43 熊本県	導入している	・1日2回更新が原則、リアルタイムではないが、状況に変化があれば随時入力している。	・医師又は救急担当課職員が入力して実施している。	・特定の業務担当者ではなく、救急部の者が入力しているため、状況は把握可能。	・行えない状態とはなっていない。 ・更新状況は確認しているが、状況に変化があれば入力することとなっているため、未更新に対する督促は行っていない。	・表示項目の見直し等については周産期医療協議会で協議を行つ、 ・関係医療機関や消防にはパスワードを記載している。	・固定はない。状況に変化があれば入力され、更新日時順に、表示される医療機関の順番が入れ替わるようになっている。	・いわゆる医療関連の情報については、照会を行っている消防本部もあるが、大半は行っていない。		
44 大分県	導入している	1日1回以上の更新が行われている。	設置医療機関において、入力者はほぼ固定されている。	行っている。	ほとんどの分娩取扱い救急応需医療機関において、夜間・休日においても入力が行える状態となっている。					
45 宮崎県	導入している	1日2回の入力(救急隊は要請の都度、電話で確認)	基本的に当該医療機関の機能・体制等に精通している者が対応している。	入力者が行っている。	代入力者が設定されている。	自動督促を行っている。	システム運営委員会等で周知を図ってきている。	必ずしも固定ではない。	各消防本部で、システムの入力状況に問わらず、医療機関への直接の照会・確認を行っている。	
46 能登島県	導入している	医療機関には、随時の更新を要請している。また、システム上では、情報更新の日時を分単位で確認できるので、搬送機関は、どの時点の情報であるのか判断可能である。	システムに入力する情報は、診療科別・疾患別の受入の可否であり、空床状況や医療従事者の稼働状況等の入力は行っていない。		県から入力督促のメールを送信している。	各機関に対しては、システムに関する説明会を実施した。また、各項目の定義等も記載されているマニュアルも配布している。	説明会が毎日なされている医療機関においては、表示内容は固定されていない。	事実関係についての照会は行っている。		
47 沖縄県	① 平成19年11月27日に開催した「沖縄県周産期保健医療協議会」で、総務省消防庁及び厚生労働省が共同で実施した「救急要請における産科・周産期保健病者搬送実態調査」(平成19年10月26日発表)を基に、患者のたらい回しや転送の有無、搬送指針の異同の必要性について、総合周産期センターや各消防本部から意見を聴取した。 ② 平成20年1月9日に開催した「沖縄県救急医療協議会」で、県内の平成18年度における救急搬送人員51,011人の内50,952人(99.0%)は転送なしで医療機関に収容されていることが確認された。 ③ 平成20年1月22日に開催した「沖縄県周産期保健医療協議会」で計各自宅分娩時の母体・新生児搬送及び未受診妊娠搬送について意見を聴取した。  以上の会議等では、沖縄県においては、全救急医療圏に県立病院が配置されており、24時間365日体制での救急搬送体制受入を行っていることや、全般的な周産期ネットワークが構築され、総合周産期センター等6病院から空床・情報等を収集し、還元していることなどから、既に救急搬送受入体制は確保されているとの意見であった。									

